

V 児童虐待への対応編

目 次

1 児童虐待とは（児童虐待の概念）	87
2 発見と通告義務	88
(1) 児童虐待を発見した時の通告義務などについての規定	88
(2) 発見や観察のポイント	89
3 学校等での初期対応のフローチャート	90
4 学校等の関わり方のポイント	91
5 学校での虐待のチェックポイント	93
6 学校が関わった虐待対応事例	94
事例1 「地域で援助した父子家庭の事例（ネグレクト）」	
事例2 「母親の養育放棄により情緒不安定になった事例（ネグレクト）」	

V 児童虐待への対応編

1 児童虐待とは（児童虐待の概念）

児童虐待とは、子どもが親または養育者から身体的・心理的・性的に危害を加えられたり、適切な保護（世話や医療）を与えられなかったりすることです。

児童虐待の定義については様々な定義が試みられてきましたが、我が国では、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、この法律の第2条で「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人、その他の者で児童を現に監護・監督している者）が児童（18歳に満たない者）に対し、次の4つの行為をすることと定義しています。

* 本編では乳児、幼児、児童生徒などをすべて「児童」と称し、「児童虐待」と表現しています。

* 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月9日）に基づき、本県のマニュアルとして作成している。

(1) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること。または児童をしてわいせつな行為をさせること。

(3) ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(4) 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 個別事例において、虐待であるかどうかの判断は、法の定義に基づいて行われるのは当然ですが、あわせて子どもの状況、養育者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきです。
- このとき、大切なことは、その行為を「養育者の考え方や意図」で判断するのではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断すべきであるということです。養育者がいくら一生懸命であり、その子をかわいいと思っていたとしても、子どもにとって有害な行為であれば、それは虐待になります。
- 子どもに対する虐待行為の禁止については、「児童虐待の防止等に関する法律」の第3条で規定され、法的にも虐待行為をしてはならないことが明確されています。
- しつけと虐待を明確に区別することは困難と思われませんが、次のような点に注意して個々に判断することが必要です。もちろん、上記(1)～(4)のいずれかの状態が

あれば、理由のいかんにかかわらず虐待となります。

- ① 子ども自身が納得できる理由があるか？
- ② 行為と罰の程度が相応しているか？
- ③ 大人の感情をぶつけるだけの叱り方をしていないか？

2 発見と通告義務

虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えることがあります。時には後遺症を残したり、最悪の場合は、死を招いたりすることもあります。また、身体的なダメージだけでなく、子どもに与える心の傷の深さも深刻な問題です。児童虐待は、未然に防ぐことが第一ですが、起こってしまった場合は、できるだけ早く発見し、対応することが必要です。虐待ではないかと疑いをもった場合は、たとえ確信がなくても、児童相談所や福祉事務所、市町村の児童福祉担当課などに通告することが必要です。

児童福祉法第25条では、要保護児童の通告義務を国民に課しています。さらに「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならないとしています。

また、緊急性がないと判断された場合など、身近な関係機関等に相談し対応していく場合についてはフローチャートの中で扱っています。

(1) 児童虐待を発見した時の通告義務などについての規定

○ 要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

○ 児童虐待の早期発見（児童虐待の防止等に関する法律 第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

○ 児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

○ 通告義務は守秘義務に優先（児童虐待の防止等に関する法律 第6条第3項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(2) 発見や観察のポイント

〈子どもや養育者の様子についての一般的注意〉

① 子どもの様子

- ・原因のはっきりしないけがをしている。
- ・身体的発達が著しく遅れている。
- ・いつも泣き声や叫び声がある。
- ・表情が乏しく元気がない。
- ・落ち着きがない。警戒心が強い。
- ・衣服や身体が非常に不潔である。
- ・いつもお腹を空かせていて、与えると、がつつ食べる。
- ・家に帰りたがらない、あるいは家出、放浪を繰り返している。
- ・養育者と離れると安心した表情になる。
- ・性的なことで過度に反応したり、不安を示したりする。

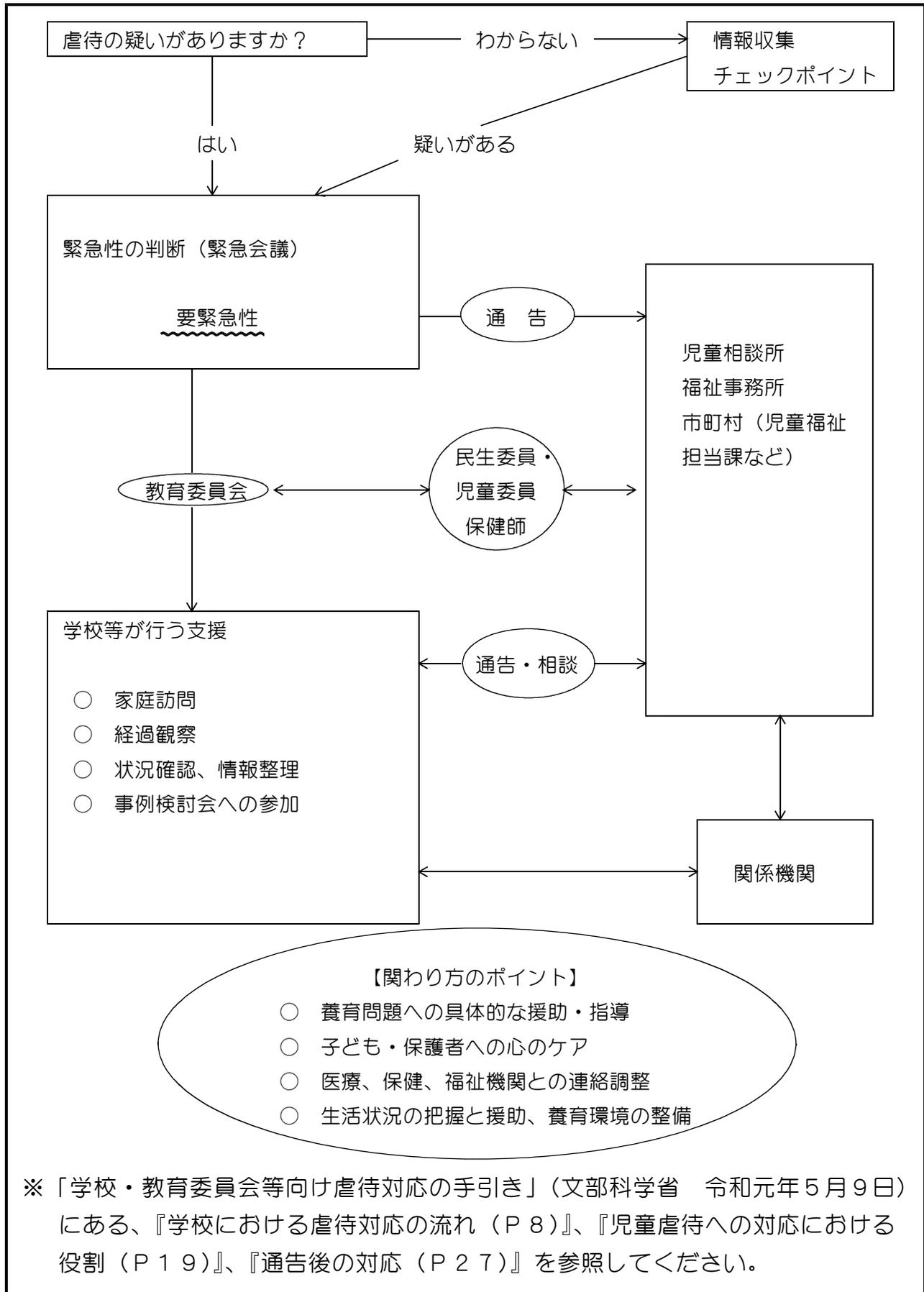
② 養育者の様子

- ・子どものケガなどについて不自然な状況説明をする。
- ・育児態度が過度に厳しい。
- ・拒否的発言をする。(この子は可愛くない、子どもがなつかないと言う)
- ・気分の変動が激しく、すぐに体罰を与える。
- ・育児に対する常識のなさ、偏った育児知識、知的能力の問題がある。
- ・夫婦関係や経済状態が悪い。
- ・地域や親族と交流がなく、孤立している。
- ・自分自身や親子関係に問題があるとよく言う。

* 写真などでの記録について

- 1 通告は電話などの口頭で十分ですが、記録の上では写真やビデオは重要な証拠になります。
- 2 学校で、写真に記録し、それを児童相談所などに提供することは、児童虐待の通告と同じように大切なことです。
- 3 児童相談所などは、写真などの提供者については、養育者に知られないようにします。

3 学校等での初期対応のフローチャート



4 学校等の関わり方のポイント

(1) 学校等の対応

学校は、保育所などと比べて、日常的に養育者を観察する機会は多くありません。したがって、日頃から子どもの様子や行動を注意深く観察することが大切です。

そのために、健康状態の日常的な観察や健康診断における児童生徒の心身の状況把握に努め、児童虐待の早期発見に努めることも大切です。

虐待が疑われる場合や心配があると気付いた教職員は、一人で悩まずにすみやかに学校長に報告・相談するとともに、学級担任や養護教諭、授業等で児童生徒と関わりをもつ教師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと相談し、連携して観察し、情報を交換することが必要です。そして、虐待が疑われた場合は、確証がないときであっても早期対応の観点から、児童相談所や福祉事務所、市町村の児童福祉担当課などに相談・通告するとともに、教育委員会に報告します。

(2) 初期対応と情報収集

虐待の疑いをもったときから、子どもの身体的・心理的状況、また、養育者の態度などを具体的に観察するとともに記録します。兄弟姉妹がいる場合には、同様に虐待がないかどうか観察・記録します。養育者の様子を知るために、日頃から学校行事などで養育者の参加を呼びかけたときの参加状況、提出物の状況なども確認します。必要に応じて、家庭訪問などを通して養育者の様子を観察します。

(3) 通告後の関係機関との連携

通告後であっても、児童相談所等の関係機関との定期的な情報交換に努め、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供、通告を行います。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との積極的なケース会議を開催するなど、虐待解消に向けた環境整備に努めましょう。

(4) 養育者、子どもへの接し方

養育者と接するときは、子どもの養育や教育に関する是非については触れず、子どものことを話し合うきっかけづくりに努めます。

ネグレクトの場合などにおいては、養育者が悩んでいたりと、問題意識がなかったりする場合が多く、問題点を指導しようとするとう家庭訪問を拒否されることもあるので、最初は養育の大変さを労うとともに子どもの学校でのよいところを伝えるなど、教師が受け入れてもらうことに努めます。

その上で、養育者が改善したいと思っているようなところを少しずつ手助けしていきます。急がずにつき合っていくことが必要です。

身体的虐待や心理的虐待の場合は、養育者のストレスや子どもへの過度な期待もあり、養育の労いと子どもの気になるところなどを聴いて、十分に受け止めること

が必要です。

その上で、緊急を要するものは児童相談所や福祉事務所、市町村の児童福祉担当課などに通告しますが、そうでない場合は、子どものよいところを伝えたり、叩かないしつけ方を教えたりするなど、信頼関係の中で改善を図っていきます。

子どもは、よほど教師と信頼関係がとれていないと、虐待されていることは言いませんし、養育者を非難することには反発します。虐待を受けていることを明らかにするために、子どもに誘導尋問をすることは避けてください。

虐待を受けた子どもは、家出を繰り返したり、万引きなどの問題行動を起こすことで、助けて欲しいというサインを出すこともあります。強く指導するばかりでなく、世間話や家族の話などしながら、学校が安心して生活できる場であると子どもが感じられるような環境づくりも必要です。

(5) 養護教諭の役割

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたります。

また、全校の子どもを対象として、入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができ、職務の多くは、担任をはじめとする教職員、保護者等との連携のもとに遂行されます。

さらに、活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとっては安心して話を聞いてもらえる「心の居場所」なのです。

養護教諭は、このような職務の特質から、児童虐待を発見しやすい立場にあると言えます。たとえば、健康診断では、身長や体重測定、内科検診、歯科検診等を通して子どもの健康状況を見ることで、外傷の有無やネグレクト状態であるかどうかなどを観察できます。救急処置では、不自然な外傷から身体的な虐待を発見しやすいものです。

また、体の不調を訴えて頻回に保健室に来室する子ども、不登校傾向の子ども、非行や性的な問題行動を繰り返す子どもの中には、虐待を受けているケースもあります。

養護教諭は、このような様々な問題を抱える子どもと日常的に保健室で関わる機会や健康相談等を通して、児童虐待があるかもしれないという視点を常にもって、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

5 学校での虐待のチェックポイント

(子どもの様子)	項 目	はい	いいえ
	不自然な外傷（打撲、やけどなど）がみられる。		
	傷に対する説明が不自然であったり、説明を嫌がったりする。		
	表情が乏しく元気がない。		
	季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れたりしている。		
	食べ物への執着が強く必要以上に食べる。あるいは食欲がなさすぎる。		
	養育者がいると顔を窺うが、養育者がいないと全く養育者に関心を示さない。		
	過度に緊張し、おどおどしている。		
	落ち着きがない。		
	特別な病気がないのに体重や身長の伸びが悪い。		
	他の子とうまくかかわれない。		
	かんしゃくが激しい。		
	生き物に対して残虐な行為を行う。		
	乱暴であったり、ひっきりなしに注意を引こうとする。		
	いったんハメをはずすとコントロールがきかない。		
	衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。		
	他者との身体接触を異常に怖がる。		
	極端な性への関心や拒否感がみられる。		
	万引きなどの非行がみられる。		
	虚言が多い。		
	授業に集中できない。		
	家に帰りたがらない。家出を繰り返す。		
	理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い。		
	連絡のない休みが多い。		

(養育者の様子)	項 目	はい	いいえ
	教師との面談を拒む。		
	子どもの不自然な外傷（打撲、やけどなど）に対する説明が不自然であったり、説明を拒んだりする。		
	養育者と連絡がとれない。		
	学校の行事（参観日、PTA活動など）に参加しない。		
	養育者の気分の変動が激しく、自分の思い通りにならないとすぐに体罰を加える。		
	子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である。		
	子どもに能力以上のことを過度に要求する。		
	身近に困ったときの援助者がいない。		
	地域のなかで孤立している様子がみられる。		
	登校させない。		

6 学校が関わった虐待対応事例

事例1 地域で援助した父子家庭の事例（ネグレクト）

小学校、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童福祉担当課、社会福祉協議会

入学してまもなく、入浴していないため体臭が漂ったり、衣服が洗濯されてなかったりしたため、同じ服を毎日着てくる子どもに学級担任が気が付いた。また、朝ご飯は全く食べた様子がなく、夕食も食べさせてもらえないといった日もあるということがわかった。さらに、授業では、学習に必要な準備などもなされていないため、本児は学習に支障をきたすことが多かった。

家庭は、4歳の時に母親が亡くなり、祖母は入院中のため父子家庭である。

担任は父親に、本児の身辺や学習用具の準備など連絡を図ってきたが、生活に関しての改善がみられなかった。

そこで、担任は、校長、教頭に報告するとともに、本校の「いじめ、不登校、問題行動等の対策委員会」で、職員に本児の現状や関わり方について報告し、全職員で本児に関わっていくことが確認された。

朝ご飯については担任が毎朝おにぎりを準備し、学校で食べさせた。また、入浴も1か月に1、2回程度であったため、養護教諭の協力を得て、洋服や下着を学校で着替えさせて洗濯をするなどした。担任、校長が家庭訪問をして、父親と家庭での養育のあり方について話し合いをたびたび行ったが、父親の養育者としての自覚が薄く現状が基本的に解決されないため、校長は、児童福祉担当課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員とも連携を図ることとした。そして、父親の養育者としての役割についての具体的な指導をこれらの機関と行ってきた。

その結果、小学校3年の現在に至っては、父親にもかなり改善がみられ、食事をとらない日がほぼなくなり、衣服も毎日着替えてくるようになった。また、入浴も毎日するようになった。それに伴い、自分の身辺の整理・整頓を行ったりするなど基本的な生活習慣も身に付きつつある。まだ、全てにおいて改善が図られているとはいえないが、現在も学校と地域の機関とが連携を図りながら指導を続けている。

ポイント

- 1 担任が児童の様子を常に観察し、生徒指導主事に報告した。それを受け、具体的な問題点が整理されて校長、教頭に報告された。
- 2 担任だけが抱え込む問題とせず、会議において全職員で関わっていくことが確認された。
- 3 担任、校長が家庭訪問をして、父親の養育者としての意識や家庭生活の現状を早い段階で把握した。
- 4 校長が、父親の養育者として果たすべき役割について、関係機関と連携をしながら指導した。

事例2 母親の養育放棄により情緒不安定になった事例（ネグレクト）

中学校、スクールアシスタント、民生委員・児童委員、児童相談所

中学2年の10月になり、本生徒が急に登校しなくなったことから、担任教師が家庭訪問をしたり、電話連絡をしたりするなどして対応したが、母親とも連絡が全くとれなかった。本生徒の行方もつかめず心配になった教師が本生徒の友人に所在を尋ねたところ、友人の家を転々とし、そこで寝泊まりをしているとの情報を得た。これらの情報をもとに教師が友人宅を訪ねると本生徒がいて無事保護し家につれて帰った。

本生徒は、これまで学校をほとんど欠席することがなかったことから、教師が事情を聞いたところ「母親と喧嘩して家を飛び出した。母親の仕打ちにはもう我慢できない。自分は母親の作ってくれたものをここ数年も食べたことがない。母親は夜の仕事で帰りが遅く、朝は寝ているので朝食は作ってもらえず、夕ご飯もカップラーメンである。妹もそんな状態で、今まで頑張ってきたがもう限界である。」等々と本生徒の話をするときの様子は無力感と自暴自棄でいっぱいだった。

このような状態を知った学校が青少年指導員も務めているスクールアシスタントに相談したところ、すぐに民生委員・児童委員に連絡を入れ、対応について関係者で協議した。

学校が母親を呼んで事情を聞いたが、拒否的で生徒の態度について非難することが多く対応の難しさを感じた。そこで民生委員・児童委員が女性であり、児童扶養手当のことなどで母親と少しは顔なじみであったことから家庭訪問をお願いした。最初、母親は訪問を拒否していたが、民生委員・児童委員が養育のことについてはふれず、世間話や生活の苦しさなどの共感から始め、何度か訪問を繰り返す中で母親も受け入れてくれるようになってきた。

現在も、母親の生活状況は特に変わってはいないが、子どもたちはスクールアシスタントと面談しながら登校するようになっており、食事も自分たちで簡単なものを作りながら生活のリズムが整ってきている。

十分ではないが、関係者が母親や子どもたちに関わることで援助しているところである。

ポイント

- 1 ネグレクトや心理的虐待は、養育者からすれば「しつけ」と言い訳される可能性が高く、子どもも養育者をかばって本当のことを言わないことが多い。細心の注意と日頃からの信頼関係が大切である。
- 2 学校に派遣されているスクールアシスタントや、日頃から関係のある民生委員・児童委員等と連携しながら家庭や児童の援助にあたる必要がある。児童相談所と情報交換しながら進めていくことも大切である。

